

事務連絡
令和2年2月13日

【重要】

昨日（2月12日）の閣議了解等を踏まえ、中華人民共和国湖北省に加え、浙江省に滞在歴がある外国人等についても、上陸拒否の対象とすることとされました。

この方針を踏まえ、「中国から帰国した児童生徒等への対応について（2/10現在）」（令和2年2月10日付け元初健食第43号）に関し、下記の通り情報を追加しますので、関係各位におかれでは一度お目通しくださいますようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各國公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課



御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

中国から帰国した児童生徒等への対応について

〔追加1報（浙江省の追加）〕

（令和2年2月13日現在）

昨日（2月12日）の閣議了解等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、本邦への上陸申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省に滞在歴がある外国人等に加え、浙江省に滞在歴がある外国人等についても、上陸拒否の対象とすることとされました。

この方針を踏まえ、「中国から帰国した児童生徒等への対応について（2/10現在）（通知）」（令和

2年2月10日付け元初健食第43号)に関し、下記の通り情報を追加します。

なお、今後も文部科学省から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合があることを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

記

中華人民共和国浙江省から帰国または浙江省在住の方と接触があった児童生徒等についても、同国湖北省から帰国または湖北省在住の方と接触があった児童生徒等と同様の扱いとする（詳細は別紙1及び別紙2を参照）。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校保健対策専門官

T E L : 03-6734-2976

中国から帰国した児童生徒等への対応について
(児童生徒等の健康管理部分のみ抜粋)
(2月13日時点更新)

<中国から帰国した児童生徒等の健康管理>

- (1) 中国（香港、マカオを含む。以下同じ。）から帰国した幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）（※1）については、次の場合分けに従って対応すること。
（※1）武漢市からチャーター機で帰国した児童生徒等については、2週間の経過観察を経るため、適用しない。

A) 湖北省若しくは浙江省から帰国又は湖北省若しくは浙江省在住の方と接触があつた児童生徒等

- ① 帰国日から2週間以内に発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状（以下単に「症状」という。）がある児童生徒等
他の人との接触を避け、マスクを着用し、すみやかに本人又は保護者から最寄りの「帰国者・接触者相談センター」（※2）（以下「センター」という。）に電話相談していただくとともに、センターから紹介された医療機関の受診結果を本人又は保護者から聴取の上、必要に応じ、学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとること。
(※2) センターが設置されるまでの間は最寄りの保健所。
- ② 現に症状がない児童生徒等
現に症状がないものについては、特に帰国後2週間は、本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在していただくよう要請するなど、厳重な健康観察等を行うこと。症状が出現した場合には、上記①の対応とする。

(参考) 保健所管轄区域案内（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hokenjo/

B) 湖北省及び浙江省を除く中国から帰国し、湖北省及び浙江省在住の方と接触がない児童生徒等

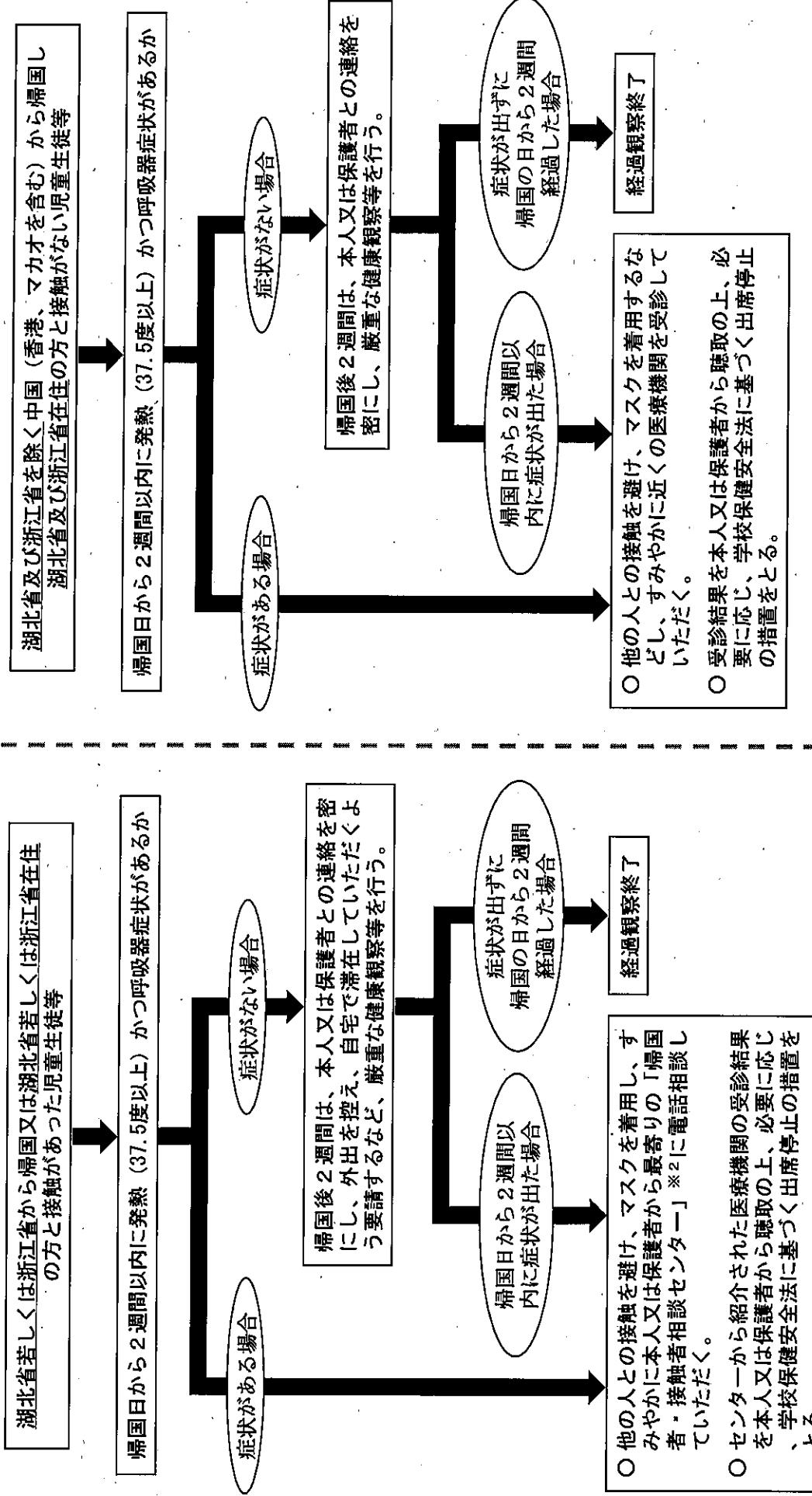
- ① 帰国日から2週間以内に症状がある児童生徒等
他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、すみやかに近くの医療機関を受診していただくとともに、受診結果を本人又は保護者から聴取の上、必要に応じ、学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとること。
- ② 現に症状がない児童生徒等

特に帰国後2週間は、本人又は保護者との連絡を密にし、厳重な健康観察等を行うこと。症状が出現した場合には、上記①の対応とする。

(参考) 厚生労働省ホームページ上の「新型コロナウイルスに関するQ&A」(令和2年2月7日時点版)によれば、世界保健機関(WHO)のQ&Aによれば、現時点の潜伏期間は1-12.5日(多くは5-6日)とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

中国(香港、マカオを含む)から帰国した児童生徒への対応について※1(2/13時点) 別紙2



※1 武漢市からチャーター便で帰国した児童生徒等については、2週間の経過観察を経るため、適用しない。

※2 センターが設置されるまでの間は最寄りの保健所。(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/hokenjo/)